

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づき 知事が定める測定の方法の概要について

1 制定の趣旨

建築物の解体作業時等からの石綿の飛散防止対策をより確実にするため、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正する条例を公布した。

この条例改正に伴い、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）についても、所要の改正を行うところ、規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法を、告示をもって定める。

2 告示の概要

測定の方法に関する事項として、以下の内容を定める。

- (1) 測定地点
- (2) 試料の捕集方法
- (3) 測定手順
- (4) 位相差顕微鏡法
- (5) 電子顕微鏡法
- (6) 位相差・偏光顕微鏡法
- (7) 位相差・蛍光顕微鏡法

3 施行期日

令和3年10月1日